

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 9 月 13 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ウマキコウギョウカブシキガイシャ 馬木工業株式会社  
 住所 大阪市平野区长吉出戸8丁目6番15号  
 長原第二マンション302号室  
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク ウマキ ヒズル 代表取締役 馬木 秀  
 電話番号 06-6706-8998  
 FAX番号 072-977-8143  
 メールアドレス h.umaki-kogyo@triton.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 11 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4 年 9 月 13 日

届出者

氏名又は名称 馬木工業株式会社  
住 所 大阪市平野区长吉出戸8丁目6番15号  
長原第二マンション302号室  
代表者氏名 代表取締役 馬木 秀

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ウマキコウギョウ カブシキガイシャ 馬木工業株式会社		
住 所	大阪府柏原市片山町 1-6		
フリガナ 代表者の氏名	ダイヒョウトリシマリヤク ウマキ ヒズル 代表取締役 馬木 秀		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
・事業者の住所	大阪市阿倍野区昭和町 1丁目3番9号	大阪市平野区长吉出戸 8丁目6番15号 長原第二マンション 302号室	令和 年 月 日
・事業者の電話番号	06-6622-5620 072-977-8267	06-6706-8998	令和 年 月 日
・役員 の氏名	取締役 馬木 富美子	_____	令和 年 月 日
	監査役 馬木 有加子	_____	令和 年 月 日

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 9 月 13 日

申請者

氏名又は名称 馬木工業株式会社  
住 所 大阪市平野区长吉出戸8丁目6番15号  
長原第二マンション302号室  
代表者氏名 代表取締役 馬木 秀

水道事業者 殿



## 履歴事項全部証明書

大阪市平野区长吉出戸八丁目6番15号長原第二マンション302号室  
馬木工業株式会社

会社法人等番号	1220-01-020775	
商号	馬木工業株式会社	
本店	大阪市阿倍野区昭和町一丁目3番9号	
	大阪市平野区长吉出戸八丁目6番15号長原第二マンション302号室	令和4年8月30日移転 ----- 令和4年8月30日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和54年5月14日	
目的	1. 水道工事 2. 給水、排水管工事 3. 衛生工事及び空調設備工事 4. 土木工事 5. 不動産の賃貸及び管理業 6. 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	24万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 6万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金3000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。 <div style="text-align: right;">令和4年2月1日変更      令和4年2月7日登記</div>	
役員に関する事項	取締役      馬   木   秀	平成25年7月31日就任
	-----	



	取締役 <u>馬木富美子</u> ✕	平成25年 7月31日就任
		令和 4年 1月23日死亡
		令和 4年 2月 7日登記
	取締役 馬木 亨	平成25年 7月31日就任
	大阪府柏原市国分本町六丁目7番14号 代表取締役 馬木 秀	平成25年 7月31日就任
	監査役 <u>馬木有加子</u> ✕	平成25年 7月31日重任
		令和 4年 2月 1日退任
		令和 4年 2月 7日登記
取締役会設置会社 に関する事項	<u>取締役会設置会社</u>	
		令和 4年 2月 1日廃止 令和 4年 2月 7日登記
監査役設置会社 に関する事項	<u>監査役設置会社</u>	
		令和 4年 2月 1日廃止 令和 4年 2月 7日登記
登記記録に関する 事項	平成25年11月13日大阪府柏原市片山町1番6号から本店移転 平成25年11月14日登記	





大阪市平野区长吉出戸八丁目6番15号長原第二マンション302号室  
馬木工業株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(大阪法務局管轄)

令和 4年 9月 6日

大阪法務局富田林支局  
登記官

下 田 和 隆 仁



定 款

(商 号) 馬木工業株式会社



# 定 款

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 (商 号)  
当社は、馬木工業株式会社 と称する。
- 第 2 条 (目 的)  
当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 水道工事
  2. 給水、排水管工事
  3. 衛生工事及び空調設備工事
  4. 土木工事
  5. 不動産の賃貸及び管理業
  6. 前各号に附帯する一切の業務
- 第 3 条 (本店の所在地)  
当社は、本店を 大阪市 に置く。
- 第 4 条 (公告の方法)  
当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第 2 章 株 式

- 第 5 条 (発行可能株式総数)  
当社の発行可能株式総数は 24 万株とする。
- 第 6 条 (株券の発行)  
当社の株式については、株券を発行する。
- 2 当社の発行する株券は1株券、10株券、100株券、500株券及び1,000株券の5種類とする。
- 第 7 条 (株式の譲渡制限)  
当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。
- 第 8 条 (相続人等に対する売渡しの請求)  
当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。
- 第 9 条 (株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)  
株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記



名押印し、これに株券を添えて会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

#### 第 10 条 (質権の登録及び信託財産の表示)

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

#### 第 11 条 (株券の再発行)

株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印のうえ提出しなければならない。

#### 第 12 条 (手数料)

前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

#### 第 13 条 (基準日)

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

#### 第 14 条 (株主の住所等の届出)

当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第 3 章 株主総会

#### 第 15 条 (招集の時期)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

#### 第 16 条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ代表取締役社長が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

#### 第17条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### 第18条 (議決権の代理行使)

株主又はその法定代理人は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2人以上の代理人を選任することはできない。

#### 第19条 (株主総会議事録)

株主総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

### 第4章 取締役

#### 第20条 (取締役の員数)

当会社の取締役は5名以内とする。

#### 第21条 (取締役の選任)

当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

#### 第22条 (取締役の任期)

取締役の任期は、その選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

#### 第23条 (代表取締役及び社長)

取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名を定める。

- 2 代表取締役は社長とし、当会社を代表する。
- 3 当会社の業務は、代表取締役社長が執行する。



第 24 条 (報酬及び退職慰労金)

取締役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

第 25 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

第 26 条 (剰余金の配当)

剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

第 27 条 (配当金の除斥期間)

剰余金の配当が、支払の提供をした日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

第 28 条 (法令の準拠)

この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

上記は原本に相違ありません。

大阪市平野区长吉出戸8丁目6番15号-302  
馬木工業株式会社  
代表取締役 馬本 秀



令和4年9月13日